

みんな助かるまい

「犠牲者ゼロ」は
地域力から

地震

日常は電動車いすでの生活。地震でエレベーターが止まり、市営住宅の10階に取り残された。消防も、警察も電話が繋がらなかった。5日後、たまたま通りかかった福祉施設職員に救出されるまで、誰にも見つけてもらえず、一時は死を覚悟した。

(1995年 阪神・淡路大震災)



1995年 阪神・淡路大震災

取り残される「要支援者」



2008年 平成20年8月末豪雨（岡崎市）

夫婦2人とも視覚に障がいがある。川の決壊が深夜だったため、頭の後ろに水がついて初めて床上浸水だと気がついた。既に道路の冠水は始まっており、どの道が安全か判断もできず、結局2階に留まった。

(2000年 東海豪雨)

水害

近所の平屋に独居老人が住んでいたの、胸まで水に浸かりながら様子を見に行くと、水圧で浮いたベッドに必死にしがみついているのを発見し、すぐに救助した。もう少し発見が遅ければ助けられなかったかも知れないと思った。(2008年 平成20年8月末豪雨)



2008年 平成20年8月末豪雨（岡崎市）

岡崎市災害時避難行動要支援者支援制度

地域支援者になってください！

この制度は、災害発生時に、自らもしくは家族だけで避難するのが難しく、避難の手伝いが必要な方（避難行動要支援者）が、近隣の方々の応援を得て、安全な場所へ避難できる体制を整えるために作られました。

災害発生時、一緒に避難してくれる人さえいれば、問題が解消されたケースが多くありました。また、何かあった時、「いつでも声をかけてね」と言ってくれる存在が、要支援者にとって大きな安心につながります。

制度の流れと地域支援者の役割

本人又は家族

① 申し込み

本人または家族が避難行動要支援者の登録を市に申し込む。
※地域支援者リーダーを通して申し込むこともできます。

② 登録

市は災害時避難行動要支援者登録者名簿に登録する。

③ 情報提供

市は名簿を地区ごとに取りまとめ、各地区の地域支援者リーダー（名簿管理者）へ提供する。

④ 地域支援者リーダーによる地域支援者への協力依頼

地域支援者リーダーは、要支援者の個別訪問や台帳またはマップづくりなどを一緒に手伝ってくれるよう協力依頼をする。

⑤ 市の名簿に載っていない要支援者を確認

市から提供された名簿に載っていない要支援者候補を確認、把握する。

⑥ 要支援者宅への訪問

市の名簿登録者および、地区で独自に確認・把握した要支援者候補宅を訪問。氏名、性別、必要とする援護・支援の内容、家族構成などの聞き取り調査をする。

⑦ 支援方法を検討

右の「支援区分の行動例」を参考に、支援方法を検討する。

支援区分の行動例

区分	色	項目	目安となる基準
A	赤色	対象者の条件	ねたきりなど自力では動けない方
		支援方法	担架、リヤカー、車椅子などの道具を使って避難誘導を行う
B	黄色	対象者の条件	自力で動けるが、足腰に不安のある方 自力で動けるが、避難判断に不安のある方
		支援方法	見守り程度の避難誘導を行う
C	青色	対象者の条件	自力で動けるが一人暮らしの方
		支援方法	安否確認を行い、必要に応じて避難誘導を行う

要支援者

もしもの時
ひとりでは...



地域支援者リーダーとは？

- ・防災防犯協会長（主に総代）
- ・学区福祉委員会委員長
- ・民生委員児童委員

地域支援者



岡崎市
地域支援者リーダー

地域支援者リーダーと組長などの地域支援者

⑧ 「避難行動要支援者個別支援台帳」や「災害時要支援者支援マップ」などの作成

個別訪問で聞き取った情報を避難行動要支援者個別支援台帳やマップで整理し、地域支援者間で共有する。

避難行動要支援者個別支援台帳やマップは定期的に更新する。



⑨ 要支援者を直接支援する地域支援者の選定・依頼

要支援者の近隣に住んでいる組長や隣人など複数名に、災害発生時に安否確認や避難誘導を直接支援する地域支援者になってもらえるよう依頼する。

⑩ 避難訓練（防災訓練）

担当となっている要支援者に避難訓練参加の声かけをすると共に、自らも積極的に参加し、実際に安否確認・避難誘導が上手くいくかを確認する。

⑪ 災害発生時に対応

災害が発生した際に、要支援者の安否確認と避難誘導を行う。



⑫ 日常からの声かけ

日頃はあいさつをするなど、できる範囲で声かけをする。

要支援者が何か困っていることがあるようならば、地域支援者リーダーに報告する。



「地域支援者」は誰がなるの？

この表の「地域支援者」に当てはまる方が対象者となります。

組織名	地域支援者リーダー	地域支援者
防災防犯協会 (町内会)	防災防犯協会長 (主に総代)	<ul style="list-style-type: none"> 副総代など町役員 組長や要支援者の隣人 町内にいる要支援者の知り合い 町内にいる要支援者の親戚の内、すぐ駆けつけられる場所に住んでいる人
民生委員 児童委員	民生委員 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当の民生委員児童委員 地区の主任児童委員
学区福祉委員会	学区福祉委員会委員長	<ul style="list-style-type: none"> 委員会副委員長など役員 福祉委員会の委員 (福祉委員会に加入している消防団などの諸団体に所属する人)



どこまでの責任を負うの？

要支援者へのお手伝いは、
「自分の命、家族の命が無事で、自分が動ける状態にあった時」
という条件が大前提となります。まずはご自身の安全を第一に確保してください。

条件が整わない中で、地域支援者の役割が果たせなかったとしても、責任を問われる事はありません。

「避難行動要支援者」とは？

突然の災害に自分ひとりで対応ができない方たちのことを「避難行動要支援者」といいます。

昨今の急速な高齢化や国際化、また予想外の事故などを考えると、誰もが要支援者になる可能性があります。

自分の身の危険を察知できない

危険を知らせる情報を受け取ることができない

避難行動要支援者

身の危険を察知できても救助者に伝えられない

危険を知らせる情報を受け取っても対応行動ができない

要支援者ごとの避難行動時の問題点、支援の方法

ひとり暮らしの高齢者 高齢者のみの世帯

- 避難行動時の問題
 - ・ 家具などに挟まれた場合、脱出が困難
 - ・ 緊急判断ができない
- 避難行動時の支援方法・注意事項
 - ・ 迅速な情報を伝達し、早めの避難誘導をする

介護保険要介護3～5のかた

- 避難行動時の問題
 - ・ 自力で行動できない
 - ・ 自分の状況を伝えることが困難
 - ・ 付き添いが必要
- 避難行動時の支援方法・注意事項
 - ・ 避難には車いすなどの移動用具や、複数の援助者が必要
 - ・ 安否確認や状況把握をする

認知症のかた

- 避難行動時の問題
 - ・ 自分で判断し、行動することができない
 - ・ 避難の必要性が理解できない
 - ・ 環境変化に対応できない
- 避難行動時の支援方法・注意事項
 - ・ 避難誘導をする人が必要
 - ・ 安否確認や状況把握をする



肢体不自由者

- 避難行動時の問題
 - ・ 自分の身体の安全を守ることが困難
 - ・ 自力で避難することが困難
- 避難行動時の支援方法・注意事項
 - ・ 避難には車いすなどの移動用具や、複数の援助者が必要
 - ・ 車いす用トイレの確保

視覚障がい者

- 避難行動時の問題
 - ・ 目視による緊急事態の察知ができない
 - ・ 単独では素早い避難ができない
- 避難行動時の支援方法・注意事項
 - ・ 緊急避難情報などを必ず知らせる
 - ・ 必要に応じて情報を読み上げるなどの状況説明をする
 - ・ 安否情報、避難所への歩行支援などの避難誘導をする



聴覚障がい者／音声・言語機能に障がいのあるかた

- 避難行動時の問題
 - ・ 音声による情報が伝わらない
 - ・ 見えないところでの異変や危険の察知が困難
 - ・ 言葉で人に知らせることができない
- 避難行動時の支援方法・注意事項
 - ・ 身振りを交えてはっきりと話す
 - ・ 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝達する



内部障がいのあるかた

●避難行動時の問題

- ・外見からは障がいのあることが分からない
- ・人工透析など医療的援助が必要な場合がある
- ・常時医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる

●避難行動時の支援方法・注意事項

- ・医療品を携帯する必要がある

知的障がい者

●避難行動時の問題

- ・急激な環境の変化に順応しにくい
- ・一人では理解や判断をすることが困難
- ・環境の変化による精神的な動揺がみられる

●避難行動時の支援方法・注意事項

- ・一人である時に危険が迫った場合、緊急に保護する必要がある
- ・精神的に不安定にならないように対応する
- ・常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する

精神障がい者

●避難行動時の問題

- ・精神的動揺が激しくなる場合がある
- ・外見からは障がいがあることが分からない
- ・普段から服用している薬を携帯する必要がある

●避難行動時の支援方法・注意事項

- ・気持ちを落ち着かせる
- ・服用している薬の名前や量を知っておく

難病患者

●避難行動時の問題

- ・外見からは障がいのあることが分からない
- ・服薬中断などによって体調が悪化する

●避難行動時の支援方法・注意事項

- ・「在宅寝たきり高齢者」「内部障がいのあるかた」と同じ対応をする
- ・薬、補装具やケア用品の確保
- ・緊急医療カードの医療情報の確認や声かけをする

モデル地区のとりくみ

災害発生時に、本当に助け合いの仕組みが機能するかを確認する場が、避難訓練となります。

地域支援者の皆さんはぜひ積極的に参加して、対象となる方のお顔や、避難誘導時にどの程度のお手伝いが必要なのかなどを確認しましょう。

また、この出会いの場を機会に、お互いの親睦を深めましょう。

井田11区の場合



地域支援者リーダーと組長とが協力し、個別訪問を実施して、避難支援に必要な情報の聞き取りを行い、避難行動要支援者個別支援台帳とマップにまとめました。

また、地域支援者を組員の中から複数選定しました。避難訓練では要支援者66人に地域支援者などを合わせて約200人が参加しました。避難誘導終了後には炊き出しの豚汁がふるまわれ、コミュニケーションが深まりました。

ここがポイント！

「支援区分」A～Cに、町内独自で75歳以上を対象としたD区分を加えました。また、組長の協力を得るために、4回の会合を開き、制度の理解と意識の向上を図りました。その結果、市から提供された名簿の19人と地域独自で把握した75歳以上の高齢者など、合わせて126人全てのお宅を訪問することができ、避難訓練の参加者も増えました。

また、炊き出しは「みんなが楽しく集える場」となり、互いの会話のきっかけも生まれ、絆を深める一歩につながりました。

根石中4丁目の場合



要支援者の体にマヒがあったため、担当の地域支援者3～4名が要支援者宅まで直接お迎えに行きました。怪我の有無や体調、非常持ち出し品を確認の上、担架で近隣待避場所へ避難誘導しました。

ここがポイント！

市が提供した名簿では11名でしたが、要支援者候補を全て訪問したところ、14名が登録し、結果、25名の要支援者を把握できました。また、回覧板での周知や個別訪問を丁寧に重ね、災害時の不安の聞き取りや、防災アドバイスなどを行ったことによって、信頼関係もより深まりました。

上地6区の場合



災害時にしばらく留まる可能性が高い避難場所の良い点と悪い点を、車いすの要支援者と一緒にチェック

しました。また、知的障がい者の方もご家族と共に車いすを押ししたり、非常食の試食などに積極的に参加しました。一緒に作業を行う中で、ご本人・ご家族と地域支援者との会話もはずみました。

ここがポイント！

避難場所が誰にとっても配慮されている環境か？ そうでなければどのように改善できるのか？などを要支援者と一緒に確認することは、実態に即した対策を進めるためには非常に有効です。また、要支援者も地域の一員として、気がねなく発言や提案ができる場を作っていくことが大切です。

鴨田6区の場合



鴨田6区は急な坂道や階段が多いため、実際の避難経路で移動が困難となる車いすや、

視覚障がい者の避難誘導訓練を行いました。

ここがポイント！

地域によっては移動時に危険性の高い道を避難経路にせざるを得ない場合があります。また、普段は安全な道でも、災害時には道路の陥没や液状化、ブロック塀の転倒などによって、状況が一変することも想定できます。事前に避難経路の危険個所をチェックするとともに、訓練の中で対処できる技術を身につけ、お互いの安心につなげましょう。

藤川西部の場合



地域支援者を、
①家族
②近隣の方
③現組長
④前組長
⑤次期組長

の5段階に分けて、支援をお願いしました。また、中学生が要支援者マップをもとに、会場まで来ることができなかった要支援者宅を自転車で訪問して安否確認をし、食糧を届けました。

ここがポイント！

一人の要支援者に対して、地域支援者が確実に支援に行けるよう、複数の体制を整えました。また、訓練では中学生の活躍が際立ち、彼らも地域支援者としての役割を十分に期待できる存在だということが分かりました。

岡崎市災害時避難行動要支援者支援制度 Q&A



誰でも申請すれば登録できるのですか？

市では、4,5ページに記載した要支援者の他に高齢者が昼の間のみ一人となる世帯等を対象としております。



災害時避難行動要支援者登録者名簿は、誰まで見せてよいのですか？

災害時避難行動要支援者登録者名簿は、地域支援者ならば誰でも閲覧することができます。例えば防災防犯協会では、名簿を持っているのは防災防犯協会長ですが、役員はもちろん、組長や隣の人にも開示が可能です。ただし、実際に支援できるのは、同じ組の人や隣の人です。組長などに町内全部の名簿をコピーして渡すと、散在してしまう恐れがあるため、名簿のコピーは禁止とさせていただきます。名簿の公開は組ごとに限定しましょう。



地域支援者の役割はどのようなものですか？

地域によって事情が異なると思いますが、平常時の見守りは、学区福祉委員会などが中心となると思われます。しかし、災害発生時は、地域支援者の中でも防災防犯協会（近隣者）が中心となり、避難誘導や救出を行っていただくこととなります。民生委員児童委員は、事情があって支援が受けられない人、申請を拒否している人などを対象とします。



地域支援者になると責任はかかるのですか？

要支援者の意思と地域支援者のご好意によって成り立つ任意の制度ですので、地域支援者に法的な責任はありません。支援の程度や範囲は要支援者と地域支援者がお互いに確認していただくことにより、良いご近所づきあいをお願いしたいと思います。



災害時避難行動要支援者登録者名簿をもとにマップを作りたいのですが、どのようにしたらいいのですか？また、私は載せて欲しくないと言われたら？

災害時避難行動要支援者登録者名簿をもとに、住宅地図などを利用して、よりたくさんの支援が必要な方から「赤色（自力では避難できない）」「黄色（自力で動けるが足腰などに不安がある）」「青色（自力で動けるが一人暮らしなど）」と色分けすると、より把握しやすくなります。

ご本人が同意しないと載せられませんので、まず、ご本人を訪ねてどのような支援が必要か確認しましょう。

岡崎市で心配される災害

地震

今後起こると言われている「東海・東南海地震」が同時に発生した場合、岡崎市内は震度5弱～6強の揺れに襲われると予測されています。

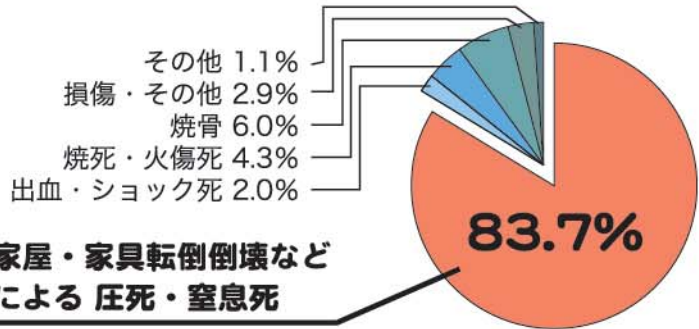


転倒した家具（2007年能登半島地震）

「転倒防止」で多くの命が助かる

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震直後に亡くなった方のうち、83.7%が家屋の倒壊や家具の転倒などによる圧死・窒息死でした。

大切な命を守るためには、「安全な住まい」にすることが一番です。家の耐震診断・耐震補強や、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの対策をしましょう。



家屋・家具転倒倒壊などによる圧死・窒息死

阪神・淡路大震災における死因 資料提供：兵庫県警察本部

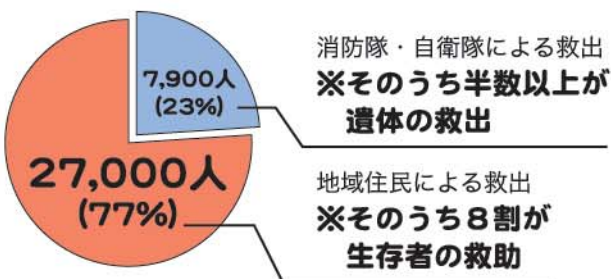
水害

岡崎市は2000年の東海豪雨や、2008年の平成20年8月末豪雨のほか、過去に何度か浸水被害に見舞われています。近年の「ゲリラ豪雨」は今後増加傾向にあるとも言われ、過去に浸水したことのある個所は再び浸水する可能性があり、十分な注意が必要です。



浸水した住宅街（平成20年8月末豪雨）

支援の要は「ご近所さん」



阪神・淡路大震災では、救助を求めていた約3万5000人のうち、77%の2万7000人もの人たちを地域住民が救出しました。また、過去の水害でも、近所の方の「一緒に逃げよう」という声かけで避難行動を早く取ることができ、一命を取り留めたという事例もあります。災害直後、いざという時に本当に頼りになるのは、近くに住んでいる「ご近所さん」なのです。

【お問い合わせ】岡崎市役所

登録申請	高齢者のかた	長寿課	電話：23-6147	FAX：23-6520
	要介護認定者	介護保険課	電話：23-6683	
	身体・知的障がいなどのかた	障がい福祉課	電話：23-6113	FAX：25-7650
	精神障がい・難病のかた	保健所健康増進課	電話：23-6715	FAX：23-5071
制度全般の問い合わせ		地域福祉課	電話：23-6851	FAX：23-7987